

基幹相談支援センターの役割のイメージ

○ 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

○ 交付税措置に加え、地域生活支援事業費補助金による以下の補助や社会福祉施設整備費補助金による施設・設備整備への補助を概算要求。

①専門職の配置 ②地域の体制整備のコーディネーターの配置（地域移行のための安心生活支援事業の活用）

